

## 伊那中央行政組合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則

令和2年3月2日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊那中央行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年伊那中央行政組合条例第4号。以下「条例」という。)の規定に基づき、会計年度任用職員の給与を決定する場合の基準及び給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(第2号職員となった者の職務の級)

第3条 第2号職員となった者の職務の級は、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。

(第2号職員となった者の号給)

第4条 第2号職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表1に定める職種別基準表(以下「職種別基準表」という。)基礎号給の欄に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が定められていないとき及び同表の職種欄にその者に適用される区分が定められていないときは当該職務の級における最低の号給とする。

2 職種別基準表に定める基準と異なる学歴免許等の資格又は経験年数(会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数をいう。以下同じ。)を有する第2号職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第6条及び第7条の規定に定めるところにより、職種別基準表基礎号給の欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。

3 前項の規定による号給は、その属する職務の級における最高の号給及び職種別基準表上限の欄に定められている号給を超えることはできない。

4 条例第4条に規定する別表「等級別基準職務表」給料表の欄の組合長が規則で定めるものについては、別表2初期研修医給料表による号給とする。

(職種別基準表の適用方法)

第5条 職種別基準表は、職種の欄の区分に応じて適用する。

(学歴免許等の資格及び経験年数を有する者による号給の調整)

第6条 第2号職員となった者のうち、その者に適用される職種において、学歴免許等の経験年数を有する者の号給は、12月を経験年数1年として、別表1の基礎換算号数に経験年数を乗じて得た数を第4条第1項の規定により適用された号給に加えて得た号数を号給とすることができる。

2 前項による号給が上限欄の号給に達した場合は、その号給を上限として適用する。

(特殊な経験等を有する者の号給)

第7条 特殊な経験等を有する者を採用する場合において、号給の決定について前条の規定による場合には著しく常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤の職員」という。）及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、同条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

（号給に関する規定の適用除外）

第8条 単純な作業に従事する職種として組合長が別に定めるものに採用された第2号職員で、その任期が1月に満たないものについては、前2条の規定は適用しない。

（第2号職員の給料の支給）

第9条 条例第6条において準用する伊那市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年伊那市条例第39号。以下「給与条例」という。）第12条第2項に規定する組合長が定める支給日は、その月の21日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日又は日曜日若しくは土曜日のいずれにも該当しない日を支給日とする。

2 給料の支給日後において新たに第2号職員となった者及び給料の支給日前において離職し、又は死亡した第2号職員には、その際給料を支給する。

（第2号職員の地域手当）

第10条 条例第7条において準用する給与条例第19条の2に規定する地域手当の支給は、常勤の職員の例による。

（第2号職員の通勤手当）

第11条 条例第8条において準用する給与条例第24条から第29条までに規定する通勤手当を支給される職員の範囲、通勤手当の支給額その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

（第2号職員の時間外勤務手当等の支給）

第12条 条例第9条において準用する給与条例第35条に規定する時間外勤務手当、条例第10条において準用する給与条例第36条に規定する休日勤務手当及び条例第11条において準用する給与条例第37条に規定する夜間勤務手当の支給は、常勤の職員の例による。

（第2号職員の時間外勤務手当）

第13条 条例第9条において準用する給与条例第35条第1項に規定する組合長が定める割合及び第3項に規定する組合長が別に定めるものについては、常勤の職員の例による。

（第2号職員の休日勤務手当）

第14条 条例第10条において準用する給与条例第36条第2項に規定する組合長が定める日及び同項に規定する組合長が定める割合については、常勤の職員の例による。

（第2号職員の宿日直手当）

第15条 条例第12条において準用する給与条例第38条に規定する宿日直手当の支給される勤務は、伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（平成18年伊那市規則第24

号) 第5条第1号に掲げる勤務とし、条例第12条において準用する給与条例第38条に規定する組合長が定める額は、常勤の職員の例による。

(第2号職員の期末手当)

第16条 条例第14条において準用する給与条例第47条から第50条までに規定する期末手当を支給される職員の範囲(期末手当を支給される職員の範囲から非常勤職員を除外する部分を除く。条例第24条第1項において同じ。)、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

(第2号職員の勤務1時間当たりの給料額の算出)

第17条 条例第16条において準用する給与条例第64条に規定する組合長が定める時間は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(第1号職員の報酬額)

第18条 条例第18条第4項の規定により定めた得た額とする。

(第1号職員の時間外勤務に係る報酬)

第19条 条例第20条第2項に規定する組合長が規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第20条第2項第1号に掲げる勤務 100分の125

(2) 条例第20条第2項第2号に掲げる勤務 100分の135

2 条例第20条第3項に規定する組合長が規則で定める割合は、100分の25とする。

(第1号職員の休日勤務に係る報酬)

第20条 条例第21条第2項に規定する組合長が規則で定める割合は、100分の135とする。

(第1号職員の期末手当)

第21条 条例第24条において準用する給与条例第47条から第50条までに規定する期末手当を支給される職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

2 条例第24条第1項に規定する組合長が規則で定める者は、当該第1号職員について定められた勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者とする。

3 条例第24条第1項に規定する組合長が規則で定める額は、次に定める額の合計額とする。

(1) 条例第19条に規定する特殊勤務に係る報酬の額

(2) 条例第20条に規定する時間外勤務に係る報酬の額

(3) 条例第21条に規定する休日勤務に係る報酬の額

(4) 条例第22条に規定する夜間勤務に係る報酬の額

(第1号職員の報酬の支給)

第22条 条例第25条第1項に規定する組合長が規則で定める期日は、月額で報酬が定められている第1号職員にあつてはその月の21日とし、日額又は時間額で報酬が定められている第1号職員にあつては翌月21日とする。ただし、その日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日又は日曜日若しくは土曜日のい

ずれにも該当しない日を支給日とする。

- 2 報酬の支給日後において新たに第1号職員（月額で報酬が定められている者に限る。以下この項において同じ。）となった者及び給料の支給日前において離職し、又は死亡した第1号職員には、その際報酬を支給する。

（第1号職員の時間外勤務に係る報酬等の支給）

第23条 第1号職員の時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に係る報酬は、その月の分を翌月の報酬の支給日に支給する。ただし、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとし、当該第1号職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその際、支給することができるものとする。

（第1号職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出）

第24条 条例第26条第1項第1号に規定する組合長が規則で定める時間は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

（休暇時の報酬）

第25条 時間額で報酬が定められた第1号職員が伊那中央行政組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年伊那中央行政組合規則第2号。以下「勤務時間規則」という。）第12条に規定する年次休暇及び勤務時間規則第13条第1項に規定する有給の特別休暇を取得したときは、当該第1号職員について定められた勤務時間勤務したときに支払われる通常の報酬を支給する。

（委任）

第26条 前条までの規定に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の支給に関し、この規則に定めのない事項については、常勤の職員との均衡を考慮し、組合長が定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。  
（経験年数の特例）
- 2 会計年度任用職員がこの規則の施行日前において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員、改正前の法第22条第5項に規定する臨時的任用により採用された職員又は改正前の法17条の規定により採用された一般職の非常勤職員として、当該会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数を有する場合には、当該年数は、第4条第2項及び第6条に規定する経験年数とみなす。

別表1（第4条関係）職種別基準表

## ア 行政職給料表職種別基準表

| 職 種        | 基礎号給 |    | 基礎換算号<br>数 | 上 限  |    |
|------------|------|----|------------|------|----|
|            | 職務の級 | 号給 |            | 職務の級 | 号給 |
| 一般事務1種     | 2    | 1  | 1          | 2    | 4  |
| 一般事務2種     | 1    | 1  | 1          | 1    | 4  |
| 社会福祉士      | 1    | 5  | 1          | 1    | 12 |
| 看護補助者      | 1    | 14 | 1          | 1    | 24 |
| 医療事務       | 1    | 3  | 1          | 1    | 10 |
| 医師事務作業補助者  | 1    | 3  | 1          | 1    | 10 |
| 薬剤師補助者     | 1    | 2  | 1          | 1    | 9  |
| 診療放射線技師補助者 | 1    | 3  | 1          | 1    | 10 |
| 主任保育士      | 1    | 26 | 1          | 1    | 28 |
| 保育士        | 1    | 16 | 1          | 1    | 26 |
| 電話交換       | 1    | 1  | 4          | 1    | 29 |
| 徴収事務       | 1    | 11 | 1          | 1    | 14 |
| 施設作業員      | 1    | 14 | 1          | 1    | 18 |
| 洗濯作業員      | 1    | 9  | 1          | 1    | 13 |
| 診療情報管理士    | 1    | 10 | 1          | 1    | 17 |

## イ 医療職給料表（一）職種別基準表

| 職種   | 基礎号給 |    | 基礎換算号<br>数 | 上 限  |    |
|------|------|----|------------|------|----|
|      | 職務の級 | 号給 |            | 職務の級 | 号給 |
| 医師1種 | 3    | 1  | 4          | 3    | 70 |
| 医師2種 | 3    | 1  | 1          | 3    | 50 |

## ウ 医療職給料表（二）職種別基準表

| 職種      | 基礎号給 |    | 基礎換算号<br>数 | 上 限  |    |
|---------|------|----|------------|------|----|
|         | 職務の級 | 号給 |            | 職務の級 | 号給 |
| 薬剤師1種   | 3    | 4  | 4          | 3    | 58 |
| 薬剤師2種   | 2    | 27 | 4          | 2    | 58 |
| 診療放射線技師 | 2    | 9  | 4          | 2    | 36 |
| 臨床検査技師  | 2    | 9  | 4          | 2    | 36 |
| 臨床心理士   | 2    | 9  | 4          | 2    | 36 |
| 理学療法士   | 2    | 9  | 4          | 2    | 36 |

|           |   |    |   |   |    |
|-----------|---|----|---|---|----|
| 作業療法士     | 2 | 9  | 4 | 2 | 36 |
| 言語聴覚士     | 2 | 9  | 4 | 2 | 36 |
| 管理栄養士     | 2 | 9  | 4 | 2 | 36 |
| 歯科衛生士     | 2 | 9  | 4 | 2 | 36 |
| エステティシャン  | 2 | 24 | 2 | 2 | 36 |
| その他の医療技術者 | 2 | 9  | 4 | 2 | 36 |

エ 医療職給料表（三）職種別基準表

| 職種   | 基礎号給 |    | 基礎換算号<br>数 | 上 限  |    |
|------|------|----|------------|------|----|
|      | 職務の級 | 号給 |            | 職務の級 | 号給 |
| 助産師  | 2    | 16 | 4          | 2    | 50 |
| 看護師  | 2    | 16 | 4          | 2    | 50 |
| 准看護師 | 1    | 13 | 4          | 1    | 40 |

別表2（第4条関係）

初期研修医給料表

| 号 給 | 給料月額      |
|-----|-----------|
| 1   | 434,900 円 |
| 2   | 528,900 円 |